

センター からの

2020
春号

お便り

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2020.3月発行)

春号より年4回の発行となります。

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 消費生活センター設立50周年記念シンポジウム
- 賃貸住宅の退去トラブルを防ぐには
- 新生活！若者を狙うもうけ話に注意
- 消費生活相談事例
「スマホで錬金術」をうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に注意
- えっ！通信販売 クーリングオフできないの？

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:30

●消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX:086 (227) 3715

e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス 山陽新聞 毎月1回掲載

岡山県消費生活センターは設立50周年を迎えます

消費者月間に50周年記念行事として、地元岡山市出身で元消費者庁長官の板東久美子先生を講師に迎え、消費者市民社会について学ぶシンポジウムを開催します。
みなさんご参加ください。



消費生活センター設立50周年記念シンポジウム

基調講演及びパネルディスカッション

消費者市民社会を目指して ～今 私達にできること～

5月18日(月) 13:30～16:00
きらめきプラザ9階301会議室

講師：日本司法支援センター理事長 元消費者庁長官 板東久美子 先生

第1回消費生活講座

災害におけるお金の備え

～支援制度や保険の知識を学ぼう～

7月2日(木) 13:30～15:00
きらめきプラザ4階401会議室

講師：岡山県金融広報アドバイザー
佐藤香名 先生

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員は100名です。来場には公共交通機関をご利用ください。

今年度第2、3回の消費生活講座は9月と11月に開催予定。次号、HP等でお知らせします。

賃貸住宅の退去トラブルを防ぐには

事例

大学生の娘が1年ほど入居した築25年の賃貸アパートを退去することになり、母親が退去の立ち会いをした。壁や床等の補修費用や清掃代等で合計13万5千円になり、敷金9万円を差し引いた4万5千円を請求された。精算書の内容に納得がいかず、入居時、壁や床は新品ではなかったと不動産屋に言ったら、新品だったと言われた。指摘されたシミや傷についても娘はやっていないと言っている。
(当事者：学生 女性)



- 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化によるものは家主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主（入居者）の負担とされています。
- 入退去時は、できる限り家主や仲介業者などの家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。
- 修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得出来ない点は家主側に十分な説明を求めましょう。
- 退去時のトラブルを未然に防ぐためには、入居前に部屋に傷や汚れがないか記録しておくことが大切です。ハウスクリーニングは借主負担とするなどの特約は原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約等を確認しておきましょう。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。
(独立行政法人国民生活センター「子どもサポート情報 第140号」より)

部屋を借りるとき

必ず現地へ行って確認する

物件、交通・環境、利便施設について確認しましょう。

- インターネット上の写真や情報だけで契約すると、こんなトラブルが！
部屋の広さが図面と違う。
隣が工場で、騒音や振動が激しい。
バス停はあるが、1日数便しかバスが通らない。

契約前にしっかり説明を聞く

不明な点は、遠慮なく確認しましょう。

- 契約内容について、理解し納得してから契約する。
- 重要事項説明書や特約については、特に注意する。
- 借主に過度な負担を求める契約条件のものは、退去時にトラブルになる可能性大。

入居申込みのキャンセルと申込金の返還

申し込んだ物件をキャンセルするときに、申込金の返還についてトラブルになることがあります。申込時には、キャンセルした時の申込金返還の有無についても確認が必要です。

部屋を退去するとき

貸主・借主の負担区分

入居時に不注意で付けてしまった傷や汚れの補修費用は借主の負担です。
経年変化や通常の使用による損耗は貸主の負担です。

原回復費用をめぐるトラブルを回避するために

- 入居時に貸主立ち会いのもとで傷や汚れの有無を確認する。
- 入居時気になる傷や汚れがあれば、日付を入れて写真やメモに残しておく。
- 特約としてのハウスクリーニングについても、契約時に確認を！
退去時、立会いの際には、原状回復費用の内訳について説明を求める。
*国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(参照)」

新生活！若者を狙うもうけ話に注意

事例

SNSで知り合った人から、もうかる話があると誘われてカフェで投資ソフトについて説明を聞いた。その後、会社の社長の自宅タワーマンションに呼ばれ、「価格は240万円だが半額にする。その内の60万円は会社負担にするので60万円支払ってほしい」と言われた。「お金がない」と断ったが、消費者金融で借りればいいと言われ、指示どおり、会社員と身分等を偽ってお金を借りた。人を勧誘すれば8万円もらえると聞いていたが、説明とは異なり簡単にはもうからない。
(当事者：大学生 男性)



- 大学生等になると、行動範囲が広がる一方で、言葉巧みに勧誘されてトラブルに巻き込まれるケースがあり、中には、高額なものを借金してまで契約させられるという例もみられます。
- 身近な友人や先輩、SNSやサークルで知り合った人に、マルチ取引やもうけ話の勧誘をされることもあります。また、自分自身も友人を勧誘する側になり、人間関係を壊したり、金銭トラブルに陥ったりすることもあるため、特に注意が必要です。
- もうけ話をうのみにせず、不必要な契約は勇気を出してきっぱりと断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう（消費者ホットライン188）。
(独立行政法人国民生活センター「子どもサポート情報 第127号」より)

トラブルにあわないためにポイント

⚠️ 簡単に大金を得られることはありません

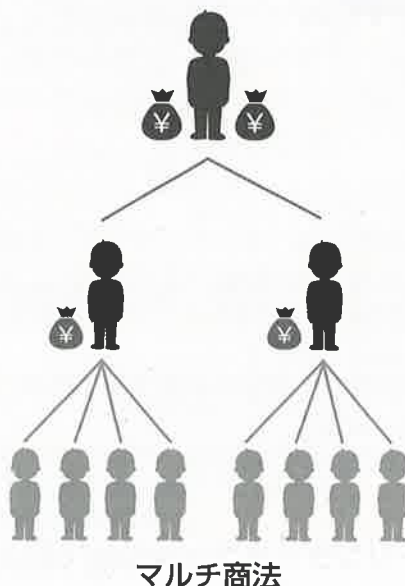
「簡単にもうかる」「大金を稼げる」などといったうまい話は通常あり得ません。友人や先輩から勧誘されても、安易な気持ちで飛びつかないようにしましょう。

⚠️ 人間関係を壊すことも

親しい友人や仲間からの誘いは断りにくいものです。自分自身が友人を誘う側になると、友人との金銭トラブルを招くなど、人間関係を壊すおそれもあるので注意が必要です。

⚠️ 借金してまで契約しない

「お金がない」と断っても、相手から「借金すればよい」などと言われることもあります。借金をして契約しても、利益を上げられず、借金を返済できない場合が多くあります。不必要な契約は、きっぱり断りましょう。



(独立行政法人国民生活センター「2020年版くらしの豆知識」より)

●消費生活相談事例●

「スマホで錬金術」とうたい、多額の金銭を支払わせる事業者



「スマホで錬金術、月収120万円稼げる」というスマホの副業サイトに登録料9800円を払うと、電子書籍が送られてきた。説明を聞くため電話すると「60万円のプランを契約すると大金を稼げる、15万円はすぐ稼げるから後でよい。」と勧誘され、カードローンで借金をして45万円を振り込んだ。

商品を購入して通販サイトで転売する話だったが、全く売れず利益が出ない。話が違うので、解約したい。

(津山市：女性)

消費者へのアドバイス

インターネット上には、具体的な方法を示さずに、スマートフォンなどを用いて簡単に大金を稼げるなどとうたい、比較的安価な「情報商材」を消費者に購入させた後、さらに著しく高額の金銭を支払わせようとする悪質な事業者が多く存在します。

「情報商材」とは、副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売されている情報のことを言います。

広告等をきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が多数寄せられています。情報商材を

きっかけにソフトウェアやコンサルティング等を契約させられるケースもあるので注意が必要です。

簡単に高額収入を得られることはありません。寄せられた相談をみると、実際にはあまり価値のない情報が高額で販売されていますが、契約前に内容を確認することが出来ないため、安易に信用して事業者に連絡しないでください。

不安に思ったときは、早めにお住まいの地域の消費生活相談窓口(消費者ホットライン☎188)に相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

えっ! 通信販売 クーリング・オフできないの?

事例

ネット通販で靴を購入した。サイズが小さかったので交換を希望したが、合うサイズがなく、「返品はできない」と言われた。注文前に、「返品できない」との表示は目に入らなかった。クーリング・オフできないのか。

(80歳代 男性)



- 通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については事業者が決めた特約(返品特約)に従うことになります。
- 「返品特約」が定められていない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。
- 通信販売で、商品等を購入する際は、事前に返品可否や返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。
- よく分からない場合は、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第357号」より

クーリング・オフ(cooling off)とは

頭を冷やし考える時間を与えて、一定の期間内であれば、既に行った契約の申込みや契約を無条件に解除できる制度です。訪問販売や電話勧誘などのように不意打ち的な勧誘により、考える時間を与えられず、また契約条件をよく理解できないまま行う契約や複雑な契約についてもうけられています。